

議案第 37 号

七飯町防災行政無線施設の設置条例の一部改正について

七飯町防災行政無線施設の設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

七飯町長 中 宮 安 一

七飯町防災行政無線施設の設置条例の一部を改正する条例

七飯町防災行政無線施設の設置条例（平成 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 3 条の見出しを「(受信機器)」に改め、同条第 1 項中「屋内受信施設」を「屋内受信機器」に、「受信施設」を「受信機器」に改め、「(大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼地区)」を削り、「次」を「別表第 2」に改め、同項の表、同条第 2 項及び同条第 3 項を削る。

第 4 条第 1 項中「受信施設」を「受信機器」に改める。

第 6 条中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条」に、「受信施設」を「受信機器」に改め、同条第 5 号中「転居及び取付場所を移動する」を「転居する」に改める。

第 8 条及び第 9 条中「受信施設」を「受信機器」に改める。

第 11 条の見出し中「規則への」を削り、同条中「町規則で」を「町長が別に」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

名称		設置場所
1	七飯町防災行政無線施設親局	七飯町本町 6 丁目 1 番 1 号
2	七飯町防災行政無線放送屋内受信機器	町長が指定する場所
3	七飯町防災行政無線施設屋外子局	町長が指定する場所
4	七飯町防災行政無線施設移動局	町長が指定する場所

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 3 条関係）

設置場所		設置限度数
1	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者の住家	1台
2	国、北海道、町その他公共的団体の事務所及び施設	1台
3	学校、幼稚園、保育所、医療機関、避難施設、福祉施設、宿泊施設、事業所等	町長が指定する台数
4	町内会の会長の住家	1台
5	民生児童指導委員の住家	1台
6	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域に居住する者の住家	1台
7	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域に居住する者の住家	1台
8	北海道駒ヶ岳火山避難計画に規定する避難区域に居住する者の住家	1台
9	その他町長が必要と認めた場所	町長が指定する台数

別記を削る。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。